

寒川町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則新旧対照表

現 行	改 正 案
(葬祭補償の額) 第7条の4 条例第15条に規定する規則で定める金額は、 <u>31万5千円</u> に補償基礎額の30倍に相当する額を加えた金額とする。	(葬祭補償の額) 第7条の4 条例第15条に規定する規則で定める金額は、 <u>33万円</u> に補償基礎額の30倍に相当する額を加えた金額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の寒川町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第7条の4の規定は、令和8年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由が生じた寒川町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年寒川町条例第13号）第6条第7号に規定する葬祭補償（以下「葬祭補償」という。）について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた葬祭補償については、なお従前の例による。
- 3 適用日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であって、この規則による改正前の寒川町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）第7条の4の規定による金額により支給されたもの又は旧規則附則第2項の規定による金額により支給されたもの（その額が66万円未満であるものに限る。）の支払は、新規則第7条の4の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。